

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M&A補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2～2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

○事業承継前の設備投資等支援

事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円～1000万円※、補助率1/2～2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

○M&A後のリスクへの備え

中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

公庫による金融支援、経営者保証解除支援

- ・公庫による事業承継・M&Aにかかる支援制度について、融資限度額や据置期間等について拡充
- ・承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

引継ぎ後の事業統合/経営革新等

○M&A後の設備投資等の支援

事業承継・M&A補助金（PMI推進枠）

・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800～1000万円※、補助率1/2～2/3）

中小企業経営強化税制（D類型等）

M&Aに係る設備投資額の10%を税額控除 又は 即時償却 等

（凡例）

 事業承継とM&Aの両方に適用

 事業承継のみに適用

 M&Aのみに適用

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM&Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- （仲介の場合）利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。

中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。
- 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業である**PMI（Post Merger Integration）**の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和6年3月に公表。

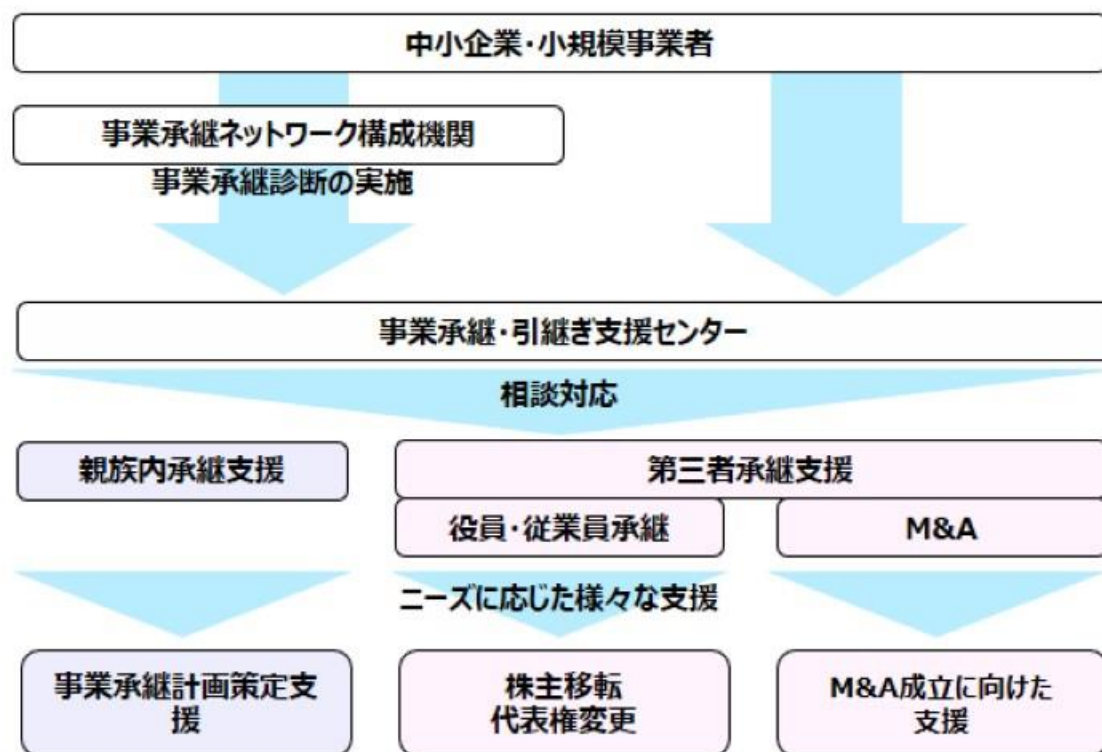
（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

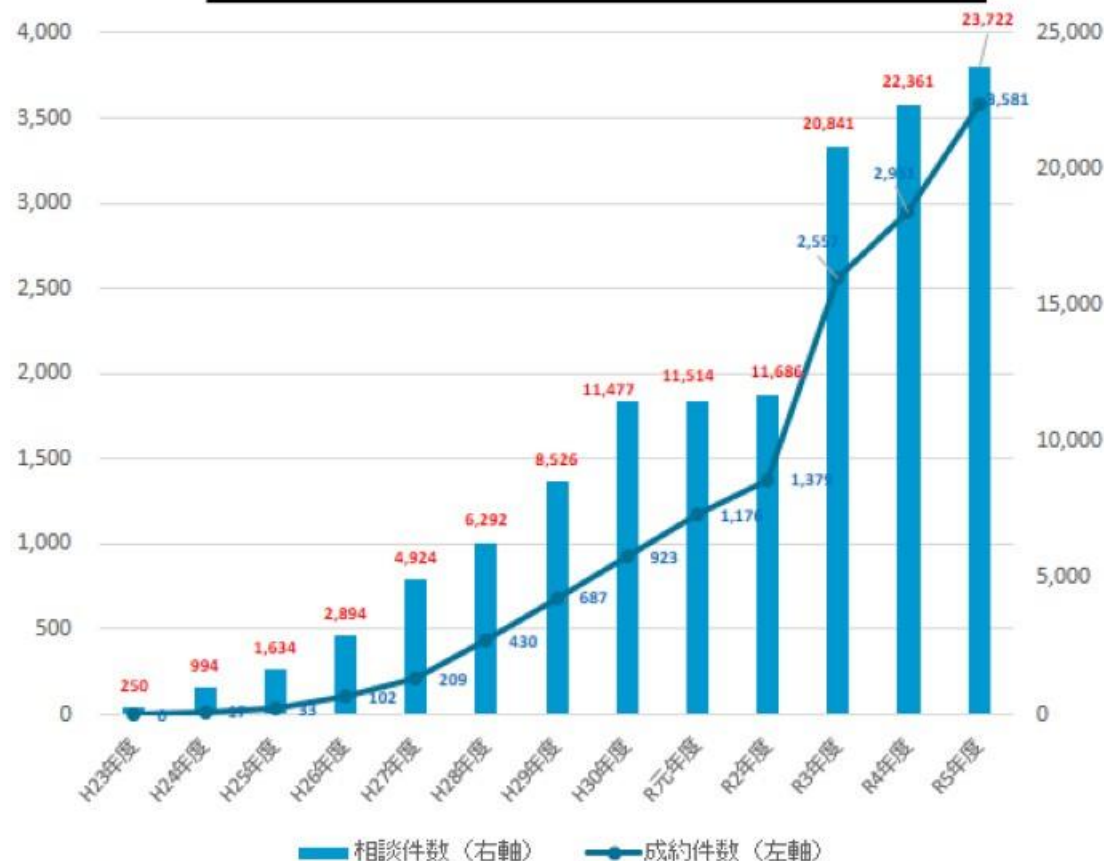
事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。

支援スキーム



事業承継・引継ぎ支援センターの実績

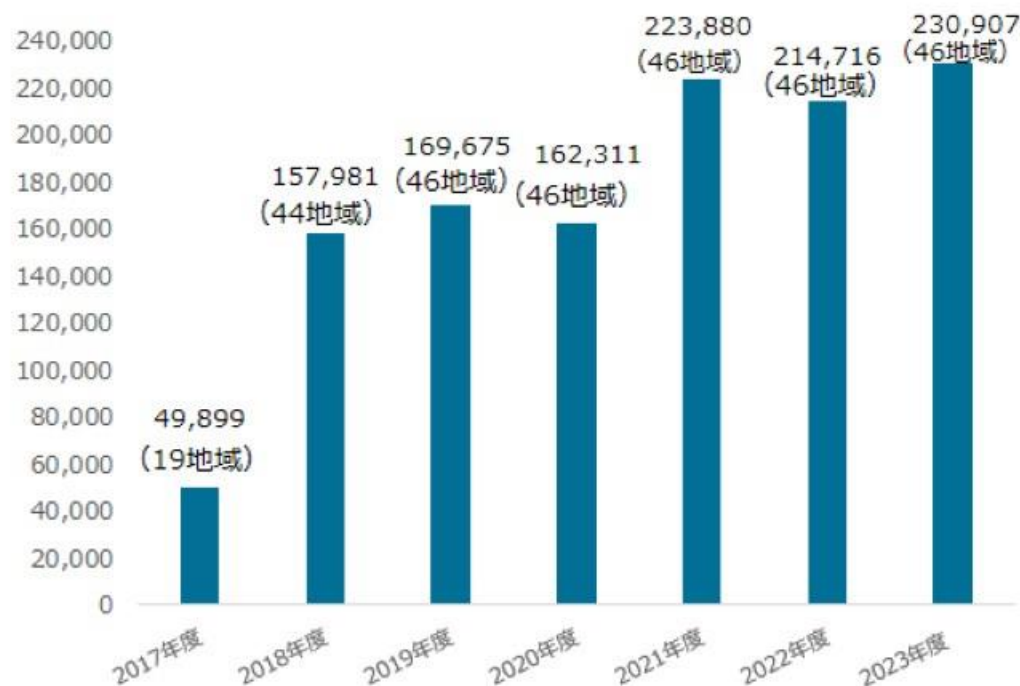


※R3年度は、事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターを統合したため、数値が大幅に増加している。

事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

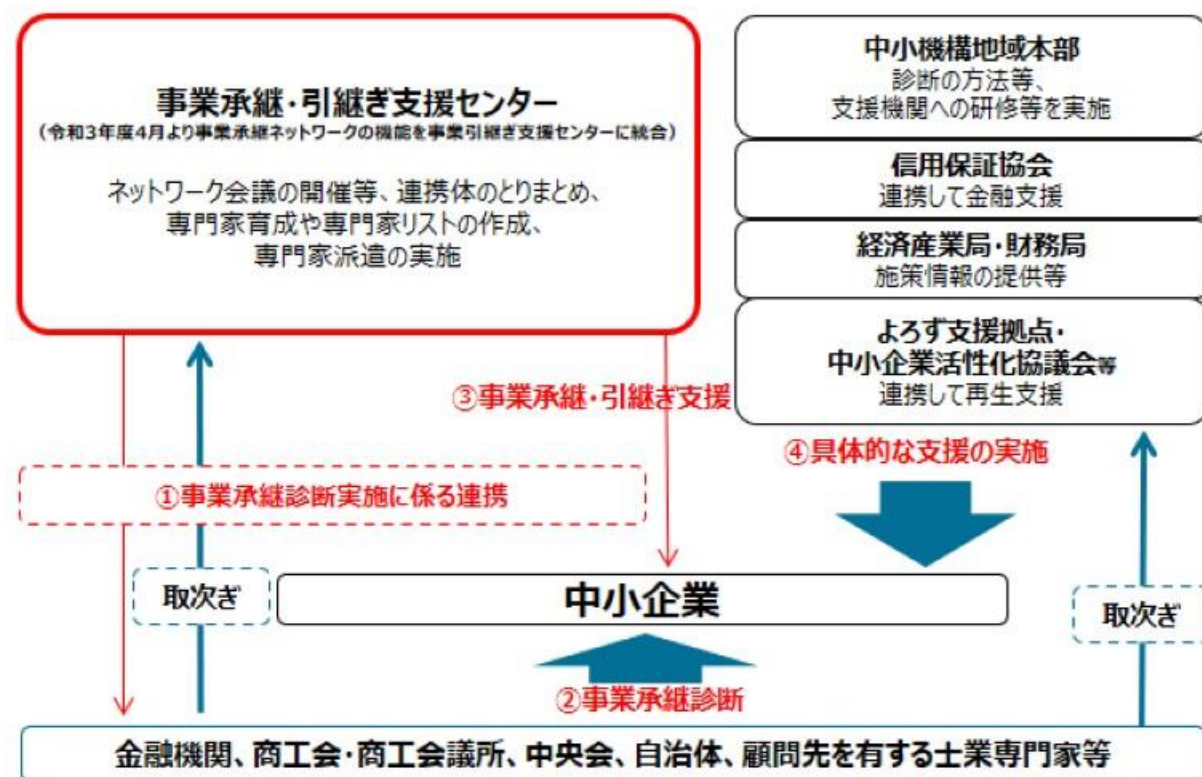
- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関、土業専門家、自治体等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- プッシュ型の事業承継診断により、経営者の事業承継に係る課題やニーズを掘り起こし(累計約120万件実施)。

事業承継診断の実績



(注) 東京都は独自の支援体制を構築しているため含まず。

構成メンバーと支援スキーム



※これらの金融機関等が、事業承継診断を行った中小企業に対して、必要に応じて直接支援も行う。

(参考) 事業承継診断のひな形

事業承継診断シート

この事業承継診断シートは、事業承継・引継ぎ支援事業として【●●●】事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応、専門家利用等の支援のため、その他、支援施策等に関する情報提供のために実施するものです。また提供いただいた情報は、【認定支援機関名】、【●●●】事業承継・引継ぎ支援センター、経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構と共有します。

相談者（私）は、上記実施目的及び情報共有について確認・同意し、事業承継に関する情報を提供します。

(太字内自署)

日付: 年 月 日

住所: 会社名: 氏名: (歳)

業種: 売上高: (千円) 従業員: (名)

Q1	後継者について教えてください	いずれかに ☐	次の質問
	①後継者候補がいて、本人から引き継ぐことの子承を得ている	☐	Q2
	②後継者候補がいるが、本人から引き継ぐことの子承を得ていない	☐	Q2
	③後継者候補はいない	☐	Q4

Q2	後継者はどなたか教えてください	いずれかに ☐	次の質問
	①親族	☐	Q3
	②親族以外の役員・従業員	☐	
	③第三者	☐	

Q3	親族・従業員への承継に向けた取組みについて教えてください。	いずれかに ☐	ご案内
	①候補者の育成や技術・顧客・取引先の引継ぎなど、具体的な準備を進めていますか	☐	①いつでも引き継ぎを承れるよう、万が一の「親族内・従業員承継」を協議ください
	②役員や従業員、取引先など関係者から理解や協力を得られるよう取り組んでいますか	☐	
	③上記のほか、株主名簿や所有資産の整理、経営者保証への対応は進めていますか	☐	

Q4	後継者探しの状況について教えてください。	いずれかに ☐	ご案内
	①事業の売却や譲渡などによって引継ぐ相手先の候補はありますか	☐	①いつでも引き継ぎを承れるよう、万が一の「親族内・従業員承継」を協議ください
	②事業の売却や譲渡などについて、相談する専門家はいますか	☐	

構成機関名: 担当者名: 1

事業承継に向けたステップ

事業承継が完了するまでには実施すべきことが多くあるため、早期に準備に着手し、支援機関の協力を得ながら着実に行動を重ねていく必要があります



後継者への移行期間

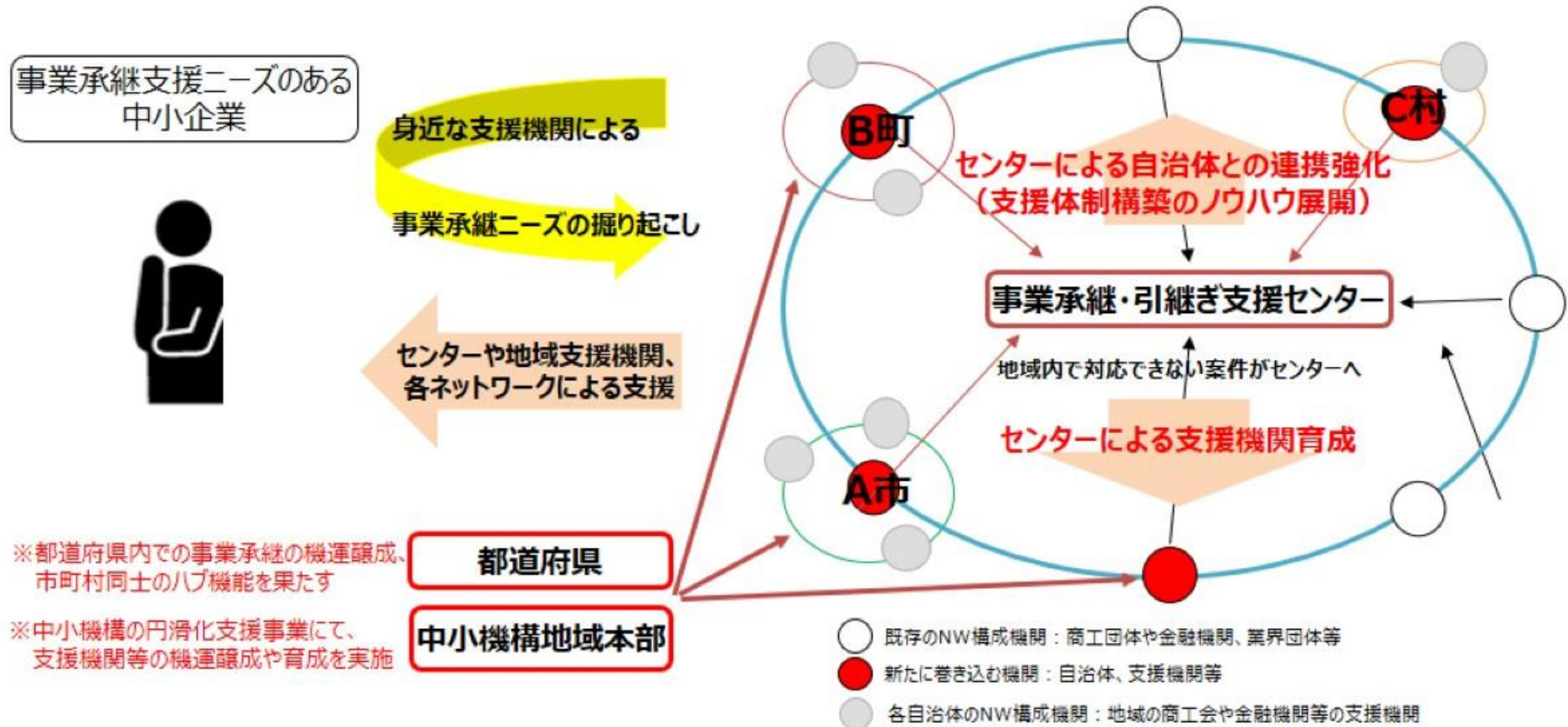
後継者を決めてから事業承継が完了するまで、3年以上を要する割合が半数を超え、10年以上を要する割合も少なくないため、事業承継に向けた早期の準備が必要です



【出典】(株) 帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」(2021年8月)

センターにおける自治体との連携強化（自治体を中心としたネットワークの構築）

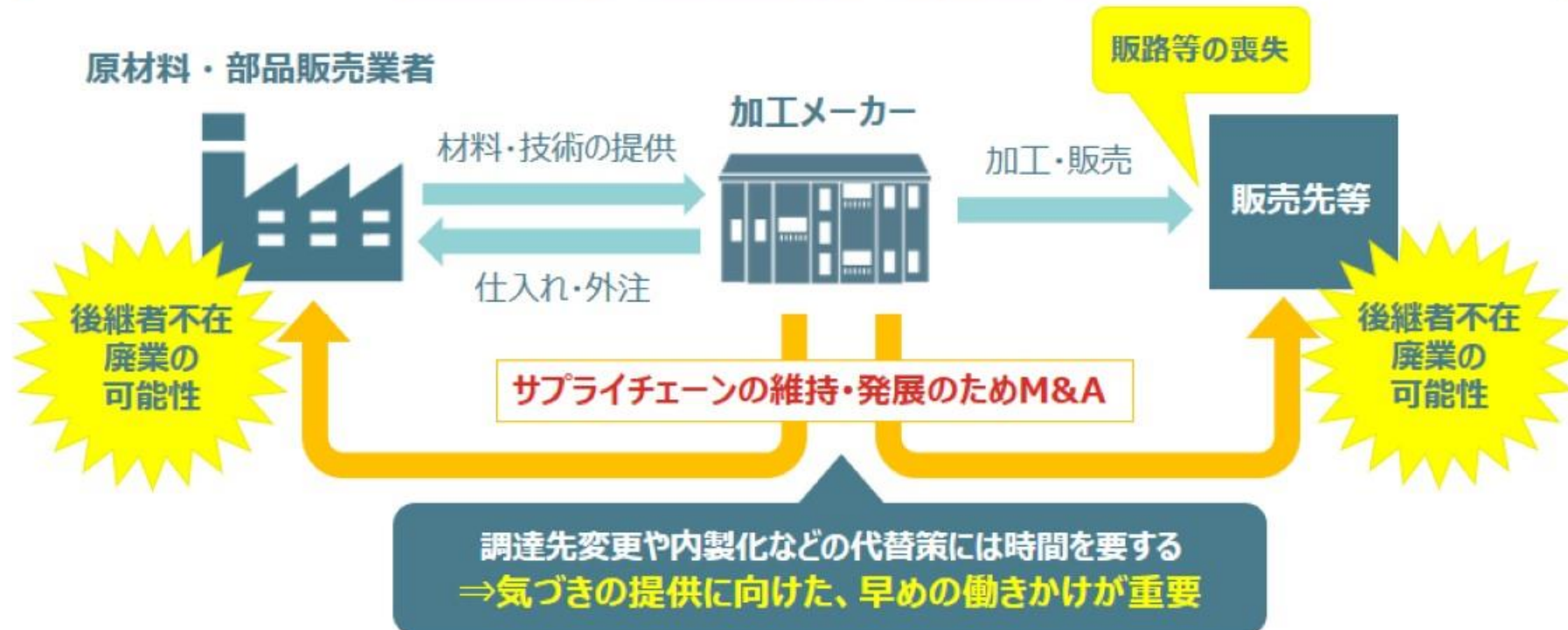
- 近年、旗振り役となり、地域の支援機関をまとめ、事業承継支援を実施する自治体が増加傾向。中でも、地域でネットワークを築き、センターとも連携しながら、掘り起こしからニーズに合わせた支援までを行う事例は、地域の自走化を考えていく上で、理想とすべき姿。
- そこで、事業承継ネットワークの中に自治体を中心とした自走可能な地域単位のネットワークを複数構築していくことを図りながら、喫緊の課題である未だ支援が行き届いていない層の掘り起こしにつなげていく。
- 加えて、地域支援機関の育成と併せて、支援プレイヤーの裾野を広げ、地域の自走化を促す。



サプライチェーン事業承継について

- 取引先や販売先が後継者不在等で廃業してしまうことを防ぐため、自社でその取引先の事業を承継、もしくは事業承継に向けた働きかけ（支援機関の紹介等）を行い、サプライチェーンの維持・発展を実現すること。
- 取引先・販売先の後継者不足等による廃業は、生産体制の毀損や販路の喪失につながるため、廃業先のみならず、サプライチェーン全体に関連する課題。
- 解決策として、取引先・販売先の事業の引継ぎ（M&A等）は選択肢になりうる。また、自社で引継ぎ（M&A等）できなくとも、廃業を防ぐための取引先・販売先への働きかけ（支援機関の紹介等）自体が重要。

サプライチェーン事業承継の概念図（製造業）



サプライチェーン事業承継チラシ・事例集について

- サプライチェーン事業承継の必要性の認知向上のため、「サプライチェーン事業承継チラシ」及び「サプライチェーン事業承継事例集」を用いた普及・啓発活動を実施（中企庁HPにて公表）。
- チラシをもとに企業が自己診断を行い、自社の取引先の事業承継状況の把握、またその後の具体的な支援、事業承継・引継ぎ支援センター等への相談を促進。

(チラシ)



(事例集)

取引先承継事例に学ぶ

サプライチェーン事業承継事例集

SUPPLY CHAIN CASE STUDIES

事業承継における社長のホンネ・良かったこと 10 事例

中企庁HP：事業承継を実施する | 中小企業庁 (meti.go.jp)



(ご案内) サプライチェーン事業承継セミナーの実施

- サプライチェーン事業承継の重要性を啓発するため、中小企業庁主催にてオンラインシンポジウムを3月11日(火)に開催。従来のプレゼン形式とは異なり、事業承継の当事者と支援機関を交えたトークセッションも実施。実際に事業承継を経験された当事者や支援機関の生の声を通じて、具体的な課題や解決策を深掘りし、実務に役立つ知見を提供いたします。

ニッポンの課題を解決せよ。

事業承継シンポジウム

— 事業承継の新たな手法 サプライチェーン事業承継編 —

2025.3.11 水 **ONLINE EVENT**
15:00-17:00 **参加費 無料**

中小企業庁は、全国の士業団体が取り組む事業承継事例を紹介する中小企業支援機関向けイベント「令和6年度事業承継シンポジウム～事業承継の新たな手法 サプライチェーン事業承継編～」を開催します。

「令和6年度事業承継シンポジウム」とは、中小企業庁主催で支援機関の事業承継支援の取組を促進し、支援機関の事業承継に係る支援力向上を目的として実施するシンポジウムです。商工団体、金融機関、士業等の専門家、サプライチェーン事業承継の全4回のテーマで、各テーマの先進事例を紹介しながら、徹底解説していきます。

参加対象
事業者・金融機関・商工団体・地方自治体・士業等専門家等事業承継に関心がある支援機関・公的支援機関など

カリキュラム

- 円滑な事業承継・M&Aの推進に向けて 中小企業庁
- トークセッション① (株)大楨精機／(株)エヌケー
- トークセッション② 日本都市設計(株)／アド・エンジニアリング(株)／北海道事業承継・引継ぎ支援センター
- 事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援の取組について 北海道事業承継・引継ぎ支援センター

開催場所 オンライン配信(Youtube Live)

申込締切 2025年3月10日(月) 18時00分まで

申込方法 以下ウェブサイトの「イベント/サービスお申込み」よりお申込ください
<https://js-symposium4.peatix.com>

事務局アドレス 事業承継シンポジウム事務局:js.symposium@gmail.com



～事業承継シンポジウム 第4回サプライチェーン事業承継編 開催概要～

開催日時：3月11日(火) 15:00～17:00

開催形式：オンライン配信(youtubelive)

参加対象：中小企業・小規模事業者・金融機関・商工団体・地方自治体、士業等専門家等
事業承継に関心がある支援機関・公的支援機関など

【カリキュラム】

○円滑な事業承継・M&Aの推進に向けて 中小企業庁

○トークセッション① (株)大楨精機／旧(株)エヌケー

○トークセッション② 日本都市設計(株)／アド・エンジニアリング(株)／北海道事業承継・引継ぎ支援センター

○事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援の取組について 北海道事業承継・引継ぎ支援センター

申込締切：2025年3月10日(月)18:00

▼ お申し込みはこちらから▼

<https://js-symposium4.peatix.com/view>

<添付チラシURL>

https://drive.google.com/file/d/1ZUgFMMLz_kVD4mk4rRRBuZat8bHotMol/view?usp=sharing

<問い合わせ先>

事業承継シンポジウム 事務局

js.symposium@gmail.com

事業承継・M & A補助金（令和6年度補正予算）の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型 ■ 買い手支援類型



M & Aが対象

■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2or2/3
補助上限 : 600万円-800万円、2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 600万円

【対象経費の例】

- M & A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型



■ 事業統合投資類型



■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となっている。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定(2028年末まで)で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

法人版事業承継税制

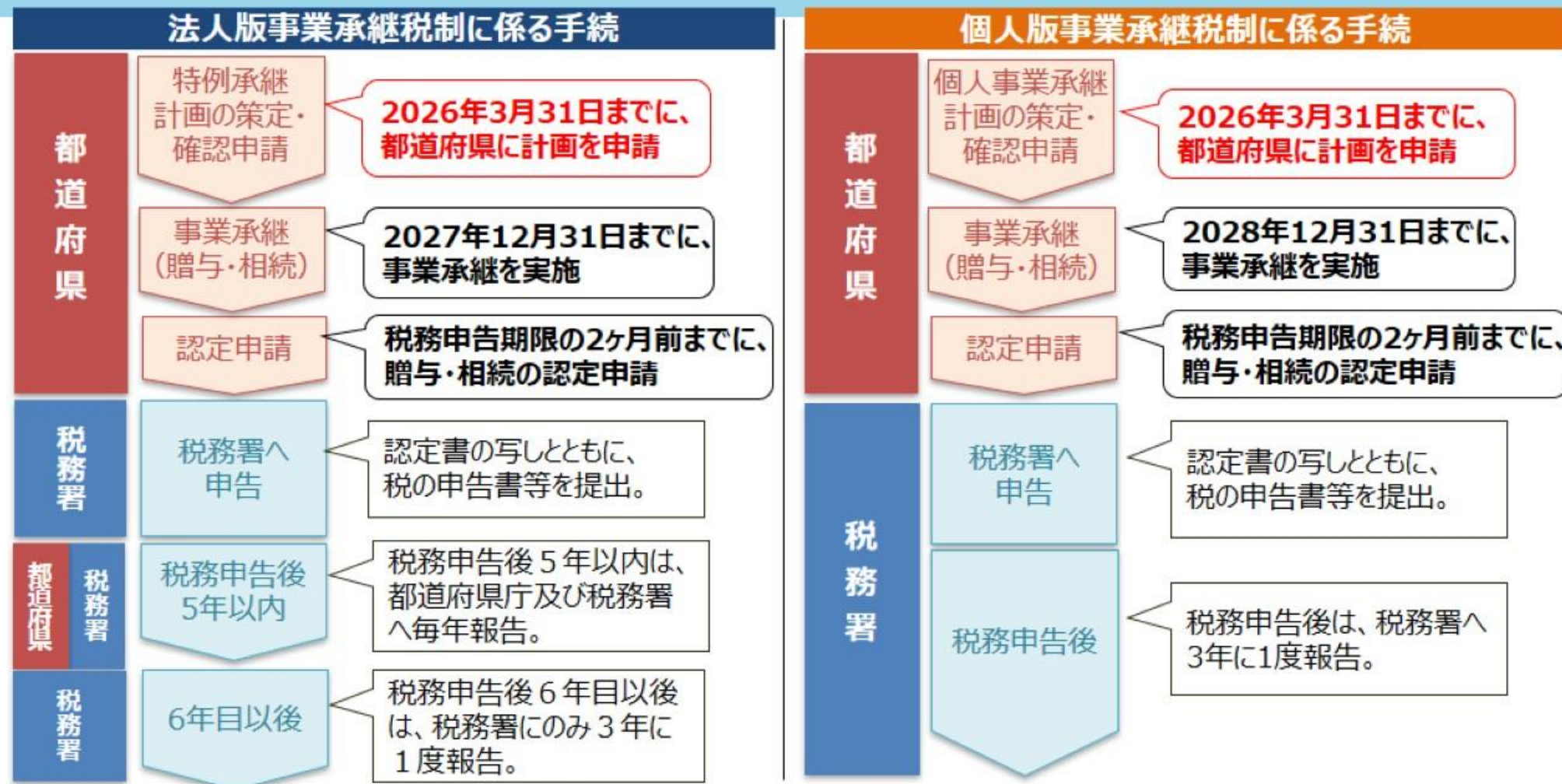
	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

(参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有恕規定あり。）

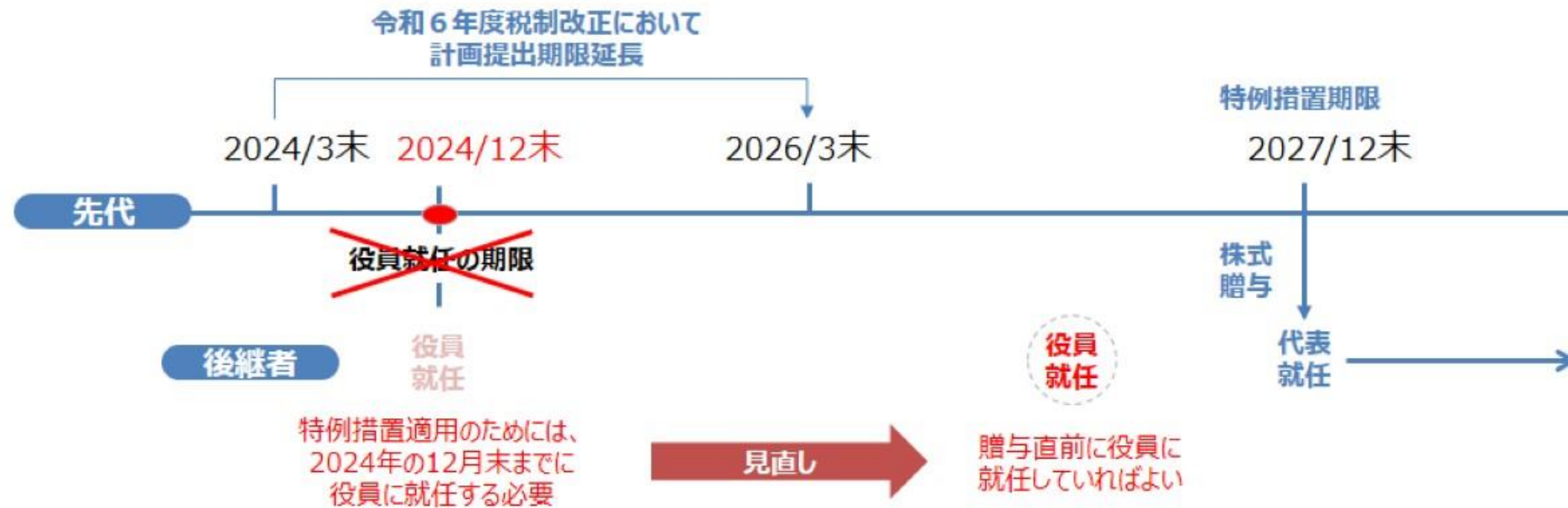


※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

(参考) 日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充

- 日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資を通じて、事業承継やM&Aに取り組む事業者を支援。昨年2月に、中小グループ化への支援充実を図るべく、融資限度額や据置期間等について拡充。

目 的	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援する。
ご利用いただける方	1 <事業承継計画関連> 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 2 <事業承継関連> 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者 及び当該事業者から事業を承継・集約される者 3 <承継第二創業関連> 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む。） 4 <代表者個人関連> 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 5 <経営者個人保証免除関連> 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方
資金使途	設備資金・長期運転資金
融資限度額	（中小企業事業）：7億2千万円→ 14億4千万円 、（国民生活事業）：7千2百万円（うち運転資金4千8百万円）
融資期間 （据置期間）	設備資金 20年以内（うち据置期間2年→5年以内） 長期運転資金 7年以内→10年以内（うち据置期間2年→5年以内）
融資利率	貸付対象1 基準利率又は特別利率①（認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合（現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。）は特別利率②） 貸付対象2 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は② 貸付対象3 基準利率又は特別利率② 貸付対象4 特別利率①（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②） 貸付対象5 基準利率 ※特別利率の適用 4億円→8億円

中小M&A市場の拡大とガイドライン・登録制度における対応

- 中小M&A市場の拡大に対応し、2020年度に「**中小M&Aガイドライン（GL）**」を公表し、M&A仲介事業者等に対して**適切なM&Aのための行動指針を提示**
- 2021年度には、**GLの遵守宣言等を要件とする「M&A支援機関登録制度」の運用を開始**

中小M&A市場の規律確保の取組

中小M&Aガイドライン（2020年度）

- ◆ 仲介業者等に対し、**適正な業務遂行のための規律を記載**
【規律の例】・契約前の重要事項の説明
・利益相反防止のための措置の実施 等

M&A支援機関登録制度（2021年度）

- ◆ **GLの遵守宣言等を要件**とした、仲介業者等の登録制度
- ◆ 「事業承継・M&A補助金」による補助対象を、登録機関による支援に限定
- ◆ **登録要件を充足しない場合、登録取消しができる**

2024年8月より、ガイドライン第3版を適用中

支援機関の選定ポイントに係るチラシ

M&Aをご検討の中小企業の皆様へ

M&A支援機関の選定・契約時に確認すべき事項があります。

Check 1 「M&A支援機関登録制度」の登録機関から選定しましょう

- 登録機関は、「中小M&Aガイドライン」の遵守を宣言しています。
- 支援機関の登録状況は「M&A支援機関登録制度」HPのデータベースで確認できます。
- ※ 登録支援機関であっても支援の質は異なりますので、登録支援機関の具体的な説明を踏まえて支援を受けるか決定しましょう。

Check 2 手数料、提供される支援等の説明を受けましたか？

① 手数料に関する説明

- 契約を検討しているM&A支援機関の手数料体系を確認しましょう。
- ※ 登録支援機関の場合、手数料体系をデータベースで確認できます。
- 報酬率の他、最低手数料、報酬を算定する基準額（譲渡額、経営権額等）や発生タイミングを確認することも重要です。

② 支援の内容、質に関する説明

- プロセスごとに提供される支援内容を確認しましょう。
- 担当者の保有資格、経験年数・成果実績等を確認しましょう。
- 支援機関の組織体制等を確認しましょう。
- 仲介・FA契約書の責任事項、直接交渉制限等の内容を確認しましょう。

Action

- 手数料や提供される支援等について疑問がある場合、事業承継・引継ぎ支援センターや土産等専門窓への相談（seisan@ma-shienkikan.go.jp）も有効です。
- 場合によっては、他の支援機関（仲介者・FA）への依頼や手数料の交渉といった対応も検討しましょう。

詳細は裏面を参照ください

登録機関データベースの確認（M&A支援機関登録制度）

- M&A支援機関登録制度に登録されたM&A支援機関は中小M&Aガイドラインの遵守を宣言しています。
- M&A支援機関登録制度ホームページでは、登録機関のデータベースを公表しており、登録機関の名称や手数料体系を確認・確認することが出来ます。

詳細はこちらを参照ください
→ 中小M&Aガイドラインの登録機関

M&Aの支援内容等の確認（中小M&Aガイドライン）

- 中小M&Aガイドラインでは、M&Aの基本的な事項を示すとともに、M&A支援機関に対し、適切なM&Aのために行動指針を提示しています。
- 裏面に記載された、支援機関との契約前に注意すべき下記事項についても、詳細は中小M&Aガイドラインをご参照ください。

プロセス毎の支援業務	仲介契約・FA契約の内容
● M&Aのプロセスはプロセス、マッピング、基本情報の確認、最終契約の締結等、多岐に渡ります。 ● 各々のプロセスでM&A支援機関から具体的なアドバイスや支援を受けることが出来る場合があります。	● 仲介契約・FA契約には、「責任事項」、「チーム事項」、「直接交渉の制限」等の事項が盛り込まれる可能性があります。 ● 各々の事項の内容を把握するとともに、留意点を確認しましょう。

詳細はこちらを参照ください
→ 中小M&Aガイドラインの登録機関

M&Aに関する相談（事業承継・引継ぎ支援センター）

- M&Aの実施に不安がある場合は、各都道府県に登録された事業承継・引継ぎ支援センターにご相談ください。
- 中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応する**公的相談窓口**です。

事業に関するお問い合わせは、中小企業庁事業承継相談センター TEL: 03-3501-5311（内線 5281～4）

中小M&Aガイドラインの改訂（第3版）の全体像

- 第3版改訂では、手数料も踏まえつつ、質の高い仲介者・FAが選ばれる環境を促すため、手数料・提供業務に関する事項を追記。
- 加えて、前回第2版改訂時と同様にM&A支援機関の支援の質を確保する観点から、仲介者・FAが実施する営業・広告に係る規律や仲介者において禁止される利益相反事項等の具体化を図っている。
- さらに、譲り渡し側・譲り受け側の当事者間におけるトラブルに関し、最終契約後にトラブルに発展するリスク、その対応策について解説するとともに、仲介者・FAに対して求める対応や最終契約の不履行を意図的に生じさせるような不適切な譲り受け側を市場から排除するための対応についても追記している。

① 仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項

【中小企業向け】手数料と業務内容・質等の確認の重要性⇒（納得できない場合）他の仲介者・FAへの依頼、手数料の交渉の検討

【仲介者・FA向け】手数料（仲介者の場合、相手方の手数料を含む。）の詳細、プロセスごとの提供業務の具体的説明、
担当者の保有資格、経験年数・成約実績の説明。手数料の交渉を受けた際の誠実な対応の検討。

② 広告・営業の禁止事項の明記

【仲介者・FA向け】広告・営業先が希望しない場合の広告・営業の停止、M&Aの成立可能性や条件等について誤解を与える広告・営業等の禁止。

③ 利益相反に係る禁止事項の具体化

【仲介者向け】追加手数料の支払う者やリピーターへの優遇（当事者のニーズに反したマッチングの優先実施、譲渡額の誘導等）の禁止、
情報の扱いに係る禁止事項の明確化⇒これらの禁止事項は仲介契約書に仲介者の義務として定める必要。

④ ネームクリア・テール条項に関する規律

【仲介者・FA向け】譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の、譲り渡し側の同意の取得、譲り受け側との秘密保持契約の締結の徹底。
テール条項の対象の限定範囲の具体化・専任条項がない場合の扱いについての限定。

⑤ 最終契約後の当事者間のリスク事項について

【中小企業向け】最終契約・クロージング後に当事者間でのトラブルとなりうるリスク事項の解説⇒専門家の支援を受けつつ、自らでも確認することの重要性。

【仲介者・FA向け】リスクの認識時、最終契約締結前等に、当事者間でのリスク事項についての依頼者に対する具体的説明。

⑥ 譲り渡し側の経営者保証の扱いについて

【中小企業向け】土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センターへの相談*や経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談*の検討。

【仲介者・FA向け】上記*の相談が選択肢となる旨の説明・相談する場合の対応、最終契約における経営者保証の扱いの調整。

【金融機関向け】M&Aの成立前又は成立後に経営者保証の解除又は移行について相談を受けた場合の「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応。

⑦ 不適切な事業者の排除について

【仲介者・FA、M&Aプラットフォーム向け】譲り受け側に対する調査の実施、調査の概要・結果の依頼者への報告。不適切な行為に係る情報を取得した際の慎重な対応の検討。業界内での情報共有の仕組みの構築の必要性、当該仕組みへの参加有無の説明。

手数料の公表について（2024年8月公表）

- R6年度の「M&A支援機関登録制度」における登録継続の要件として、手数料の算定基準の開示を求める。「M&A支援機関登録制度」ホームページ上のデータベース（<https://ma-shienkikan.go.jp/search>）で開示し、最低手数料の水準や報酬基準額の種類等で検索が可能な形で公表（検索機能は今後追加予定）。

登録支援機関データベース

検索 | サンプル

業種 72 専門サービス業（他に分類されないもの） M&A支援機関の種類 士業等専門家・税理士

M&A支援業務開始時期 2023年1月

M&A支援業務専従者の従業員数 1人

支援業務提供都道府県 全国

法人番号 サンプル

代表者氏名

本店所在地

会社HP

資本金 500～1,000万円未満

従業員数 0～2人

FA手数料体系

仲介手数料体系

情報更新日 2024年5月1日

閉じるへ

支援機関別の手数料体系

検索 | サンプル

FA: 譲渡型

※下記はM&A支援機関から標準的な手数料体系として報告されたものであり、個別の案件によって実際の手数料は異なる場合があります。詳しくは、M&A支援機関に個別にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

レマン方式/主に使われている報酬基準額の例

成功報酬算定方法（税抜）

主な算定方法 レマン方式

主な報酬基準額 移動総資産レマン方式

報酬基準額	報酬率/報酬額
～ 100万円以下	5%
100万円超 ～ 1,000万円以下	4%
1,000万円超 ～ 5,000万円以下	3%
5,000万円超 ～	2%

最低手数料（税抜）

設定 有 金額 500万円

標準的な各手数料体系（税抜）

項目	有/無	金額	成功報酬の内訳	報酬の発生時点
着手金	有	500万円	成功報酬に含む	-
中間金	有	500万円	成功報酬に含む	企業概要書作成終了時
月額報酬	有	500万円	成功報酬に含む	-
タイムチャージ	有	-	成功報酬に含まない	-

成功報酬 ... 成功報酬は、主にクロージング時等の案件完了時に発生する手数料である。

着手金 ... 着手金は、主に依頼者との仲介契約・FA契約締結時に発生する手数料である。

中間金 ... 中間金は、基本合意締結時等、案件完了前の一定の時点に発生する手数料である。

月額報酬 ... 月額報酬（定期顧問料、リテーナーフィーと呼ばれることもある。）は、主に月ごとに定期的に定額で発生する手数料である。

タイムチャージ ... タイムチャージは、時間単位と最低時間で発生する手数料である。

※支援形態（仲介・FA）/支援対象（譲受・譲渡）別に表示

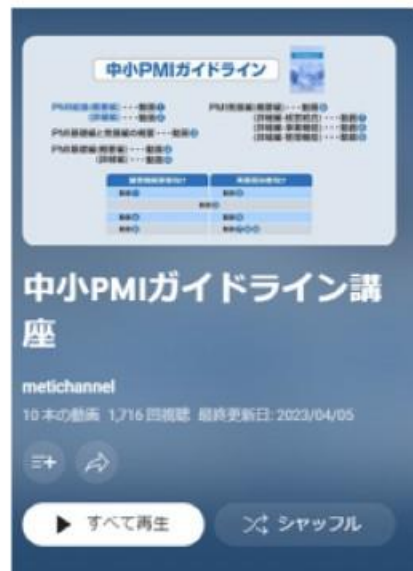
中小PMIガイドラインと中小PMIガイドライン講座について

- 2022年3月にした「中小PMIガイドライン」の本編と簡略にまとめた概要版を公表。
- 2023年3月に中小PMIガイドラインをさらに波及すべく、中小PMIガイドラインを解説した「中小PMIガイドライン講座」をYouTubeにて公開。

中小PMIガイドライン



中小PMIガイドライン講座 (YouTube)



PMI実践ツール等の策定

- 中小企業において、PMIの認知度が低く、PMIの重要性についての理解が不足しており、PMIに関する自社内のノウハウ等が不足している状況を踏まえ、PMIの普及、支援機関の裾野拡大を図るべく、2024年3月に以下の資料を策定・公表。 (https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/sme_pmi_guideline_course.html)
 - 中小PMIガイドラインにおいて示した「型」に即してPMIを実践するための補助ツールを、PMI支援実証事業の譲受企業と支援機関において実際に活用の上、策定するとともにツール活用のポイントを取りまとめ（PMI実践ツール、ガイドブック）。
 - PMI支援実証事業に参加した譲受企業と支援機関が実際に行ったPMIの取組や支援の具体的な内容や成果を取りまとめ（事例集）。

	公表予定物	対象	目的	概要
1	PMI実践 ツール、 ガイドブック	・ 中小企業 ・ 支援機関	・ PMIのノウハウ等がない中小企業であっても、PMI実践ツールを活用することで、一定程度、中小PMIガイドラインを踏まえたPMIを実施していただく ・ PMI支援機関において、PMIを支援する際の補助的なツールとして活用していただく	・ 中小PMIガイドラインの標準的なステップ・取組内容を踏まえたPMI実践ツール ・ PMI実践ツールを活用し、PMIに取り組む場合のポイント・留意点を取りまとめたガイドブック
2	事例集	・ 中小企業 ・ 支援機関	・ PMIの認知度向上のために、PMIの取組のイメージや重要性を理解していただく ・ 各ケースに応じたPMIの具体的な進め方やポイントを紹介し、手法を理解していただく	・ 実証参加案件におけるPMIの取組や、支援機関による支援の具体的な内容や、その成果を紹介

「アトツギ甲子園」概要について

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト。
- 令和2年度より開始し、今年度（令和6年度）で、5回目の開催。第5回は、189名がエントリーし、書類審査の通過者による地方大会を6ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催。各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。
- ファイナリスト等はメディアへの露出の増加、取引先増、社内外における規事業への理解向上、事業の推進への好影響にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いにつながり事業承継につながるきっかけに。

概要

- エントリー資格は39歳以下の中小企業・小規模事業者の後継予定者
- 地方大会、決勝大会のピッチは4分間のプレゼンテーション
- 地方予選大会、決勝大会は各会の有識者が審査
- 地方大会予選では各ブロックから決勝大会に進む3名を選出

大会日程

～12/6

エントリー

12/中旬

書類審査

1/17～2/7

地方大会

・九州・沖縄ブロック（福岡）
・中国・四国ブロック（岡山）
・近畿ブロック（兵庫）
・中部ブロック（愛知）
・関東ブロック（東京）
・北海道・東北ブロック（宮城）



2/20

全国大会



各賞

経済産業大臣賞

ベストサポーター賞

※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与を予定

中小企業庁長官賞

優秀賞

民間賞